

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和 7 年 12 月 11 日（木） 午前 10 時 00 分～午後 0 時 05 分
場 所	長久手市役所本庁舎 2 階 委員会室
出席委員	委員長 山田けんたろう 副委員長 野村 弘 委 員 大島令子 川合ともゆき 木村さゆり
欠席委員	なかじま和代
欠 員	2 人
職務のため出席した者の職氏名	市 長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 次長 嵯峨 剛 行政課長 山田美代子 財政課長 井上隆雄 議 長 山田かずひこ 委員外議員 ささせ順子 わたなべさつ子 事務局長 門前 健 議事課長 正林直己 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ

議長
市長

2 議題

(1) 令和 7 年第 4 回長久手市議会定例会について

ア 市長提出予定議案について

<説明：総務部長、財政課長>

・追加議案第 70 号

（財政課長）現在、国で審議されている物価高対応子育て応援手当支給事業に係る費用について、今回の補正予算では、給付事務に速やかに着手できるようシステム改修などの事務費のみ先に計上した形である。給付費自体は金額が大きいので、国の補正予算案の成立まで計上を見合わせた。臨時会などで改めて補正予算を提出したい。

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

<市長、総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長退席>

イ 議事日程（第 6 号）について

<変更点の説明：事務局>

- ・日程第1 諸般の報告
- ・日程第2 議案第70号（上程、説明、議案質疑、委員会付託）
- ・日程第3 議案第56号から議案第70号まで（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

（委員長） 議案第70号の付託先は委員会付託表のとおりとし、分科会に送付せず予算決算委員会で審査することとしてよいか。

＜異議なし＞

（2） 期末手当の支給割合の改定に伴う条例の改正について

- ・議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

（事務局） 期末手当を年間0.05月分引き上げる改正案で、令和7年12月の期末手当を0.05月分引き上げ、令和8年度以降は6月と12月の期末手当をそれぞれ0.025月分引き上げる内容である。

（委員長） 資料のとおり議案として提出することとしてよいか。

＜異議なし＞

（委員長） 令和8年1月に予定されている臨時会で提出することとする。

（3） 令和8年度の年間会期日程案について

（委員長） 令和8年度の年間会期日程案について、事務局から説明願う。

（事務局） 会期日程を組む基本的な法則として、「1回目の議会運営委員会から一般質問の通告受付までは5日から7日間空ける」「2回目の議会運営委員会と開会日の間は一、二日空ける」「本会議2日目の翌日は休会日とし、この休会日は土日祝日でもよい」「委員会・一般質問には予備日を設ける」「3回目の議会運営委員会と閉会日の間に休会日を1日挟む」という法則がある。既に決定している市長・議長等の公務の日程は避けた上で、「3月と9月の定例会は、委員会と一般質問の間に二、三日の余裕がほしい」「会期日程はできるだけ短くしてほしい」「例えば6月定例会であれば6月中に収めてほしい」「月末日は避けてほしい」「一般質問はできるだけ連続した3日間がよい」などの議員からの要望と、閉会日が月末に迫るほど議会だよりの編集作業スケジュールが厳しくなることへの対応を考慮し、できるだけ反映できるように努めたが、全てを反映することは難しいので御理解いただきたい。

案①と案②の2案として作成したが、両案を混ぜた形での日程とすることも可能である。

まず、5月臨時会と6月定例会の日程案について説明する。5月臨時会は、案①が5月7日、案②が5月8日となっている。ゴールデンウィークがあるため、これより前だと議会運営委員会がとても早い日程になり、これより後だと6月定例会の日程が詰まる。6月定例会は、案①、案②とも6月中に会期が収

まっているが、案①は一般質問の日程が土日を挟んだ3日間、案②は平日に1日休会日を挟んだ3日間となっている。この休会日は市長の公務が入っているためである。また、案②は閉会日が6月30日となっており、議会だよりの校正スケジュールの関係から、第1校の原稿には議決結果の○×表記が間に合わない。

(委員長) まず、5月臨時会はどちらの案がよいか。

4月下旬から5月6日までを大型連休とすると、案①は連休の初めに議会運営委員会があり、案②は真ん中にある。

(大島委員) 案①がよいと思う。

(委員長) 5月臨時会は案①としてよいか。

＜異議なし＞

(委員長) 6月定例会はどちらの案がよいか。

(副委員長) 私は、基本的には日程に余裕がある方がよいと考えている。案②は、議決結果の○×表記が議会だよりの第1校に間に合わないとのことだが、第2校で入れば問題はない。案②がよいと思う。

(大島委員) 案②がよい。

(委員長) 6月定例会は案②としてよいか。

＜異議なし＞

(委員長) 次に、9月定例会の日程案について説明願う。

(事務局) 令和8年9月19日からアジア競技大会が開催される予定であり、日進市の口論義運動公園がクリケットの競技会場となっている。スタッフとして本市の職員も動員される可能性があるが、開催市である日進市も競技日程の詳細は分からないとのことで、日進市議会では、アジア競技大会の影響は考慮せずに年間の会期日程計画を組み、直近の議会運営委員会などで、必要な日程調整をするとのことであった。

案①、案②とも、アジア競技大会の影響は考慮せずに作成している。本市の職員が動員された場合は、必要に応じて9月19日以降の日程を調整することになるので、ご承知おきいただきたい。

案①は8月中に開会する日程であるが、常任委員会の4日間と一般質問の3日間が、それぞれ連続している。案②は常任委員会の4日間が、土日や市長の公務により連続していない。また、6月定例会の日程案と同じく、案②は閉会日が9月29日のため、議決結果の○×表記が議会だよりの第1校には間に合わない。9月定例会は「委員会と一般質問の間に二、三日の余裕がほしい」という希望があったため、今年は予備日を1日しか設けていなかったが、案①、案②とも2日設ける案となっている。

(大島委員) 案②がよいと思う。

(委員長) 9月定例会は案②としてよいか。

＜異議なし＞

(委員長) 次に、12月定例会の日程案について説明願う。

(事務局) 人事院勧告に基づき、給与や期末・勤勉手当の条例改正がある可能性があり、特に、12月1日を基準日とする期末・勤勉手当の減額改正がある場合は、11月中に議決する必要が出てくるため、両案とも11月中に開会する日程となっている。案②は、今年と同じように12月の半ばには閉会する日程になっているが、物価高対応の給付金等、国の補正予算が可決するより前に閉会すると、臨時会の開催が必要になることから、案①は会期に余裕を持たせ、閉会日をもう少し後にした形の案である。

(委員長) 国の動向を考慮して、会期を引っ張って長くしておくというのが案①だが、今年の12月定例会の閉会日が早いといっても、他市町の閉会日もかなり早い。

(大島委員) 国の動向は現時点で分からないし、臨時会を開けば1日で終わる。

(委員長) 会期を長くしておけばよいというものでもないと思う。

(大島委員) 案①は常任委員会と一般質問の間に平日が2日あるが、案②は1日しかない。一般質問までは案①の案がよいが、閉会日が年末に近いので、一般質問より後は案②の方がよい。

(副委員長) そのような合わせ方はできるのか。

(委員長) 案①の一般質問と案②の予算決算委員会が重なってしまうので、不可能である。

(木村委員) 議会だよりの編集スケジュールとしては、どちらの案がよいのか。

(事務局) どちらの案も特に影響はない。

(大島委員) 閉会日が年末に近くない方がよいので、案②でよいと思う。

(委員長) 12月定例会は案②としてよいか。

<異議なし>

(事務局) 確認だが、先ほど決まった6月定例会と9月定例会の日程案も、常任委員会と一般質問の間の平日が1日しかないが、よいか。

(大島委員) 承知の上である。全てが完璧にはならないので、決まったとおりでよい。

(委員長) 次に、令和9年3月定例会の日程案について説明願う。

(事務局) 年度末は執行部が次年度の契約事務を行う必要があるので、予算決算委員会の日程を案①は3月10日、案②は3月11日としている。また、3月5日に中学校の卒業式が予定されており、案②は一般質問が3日間連続していない。

(木村委員) 一般質問が3日間連続している案①がよいと思う。

(大島委員) 案①がよい。

(委員長) 3月定例会は案①としてよいか。

<異議なし>

<休憩：午前10時56分>

<再開：午前 11 時 10 分>

(4) 市議会申合せ事項及び運営上の先例集の改正について

(委員長) 前回の委員会で「議会運営委員会の申合せ」の改正点については整理が終わった。今回は、「長久手市議会運営上の先例」の改正案について確認する。まず、「第 4 章 議会役員」について、各会派の意見を伺う。

(公明党) 正副委員長の改正案のとおりでよい。

(翼) 「6 監査委員の選任」の(1)について、5 月の臨時会において会派代表者会議で協議するという内容とともに、何らかの事故で途中で欠けた場合も、会派代表者会議で協議する旨を追記してはどうか。

6(2)については、「前任者が引き続き任に就くことも可とする」を「前任者が再任されることを妨げない」としてはどうか。

6(3)については、「調整がつかない場合は」という文言だけで意味合いが明らかなので、その前の「候補者が 2 人以上となり」は削除するのがよいと思う。

(木村委員) 6(1)について、議選の監査委員が途中で欠けた場合の追記をするのであれば、議長や副議長等、他の役職についても同様のことが言える。改めて明記する必要はないと思う。

(大島委員) 「議会役員」の項目の中に「監査委員」についての項目があるのに違和感がある。

(事務局) 5 月臨時会に行う議会人事の中で議選の監査委員についても協議されるので、第 4 章に一緒にくくりとして入れた方が分かりやすいと思う。例えば、「第 4 章 議会役員」ではなく「第 4 章 議会人事」に変更するのはいかがか。

(大島委員) 「第 4 章 議会人事」に変更して、途中で欠けた場合についての追記は、「1 議会役員の改選」に(3)として入れれば、議選の監査委員だけではなく全ての役職を対象とした規定になるのではないか。

(委員長) 「1 議会役員の改選」も「議会役員」となっているので、監査委員が含まれる違和感は解消されないのではないか。

(わたなべ委員外議員)

6(1)に監査委員の選任について、毎年協議するとあるが、監査委員の任期は何年か。

(副委員長) 任期自体は、議員の任期と同じであり、最長 4 年間になる。

(ささせ委員外議員)

これまで、議選の監査委員は議長経験者の中から選任する慣例があったと思う。今後もそういうルールとするなら明記した方がよいが、議長経験者がいないときもあるし、誰でも手を挙げられることにするなら、その必要はない。

(副委員長) 大事な役職であり誰でもよいというわけではないと思うが、会派代表者会議での協議を経て決めるので、特に明文化する必要はないと思う。

(大島委員) 他の市議会では、議長や副議長の経験者ではなく、期の長い議員が就いたりするところもある。意欲のある人が役職に就くのはよいことであると思う

ので、今までの慣例も考慮しながら、会派代表者会議で協議して決めればよい。
明文化の必要はないと思う。

(ささせ委員外議員)

私も明文化の必要はないと思っている。今までの慣例に対する捉え方が、議員によって違わないよう、この機会にはっきりと確認したいと思ったものである。

(委員長) 明文化しなければ、例えば当選してすぐの議員が監査委員に手を挙げることもできるわけだが、会派代表者会議での協議をもって決めるという前提の部分が6(1)に明記されているので、問題ないと考える。

整理するが、「第4章 議会役員」については「第4章 議会人事」という文言に変更することでよいか。

<異議なし>

(委員長) 途中で欠けた場合の対応についての追記はどうするか。

(大島委員) 第4章のくくりが「議会人事」ということであれば、議選の監査委員も議会人事の中に含まれるので、欠けた場合の対応についてあえて追記しなくても、他の役職と同じように会派代表者会議を開くことが明らかであり、追記の必要はない。

(委員長) 追記はしないこととする。

6(2)について、「前任者が再任されることを妨げない」とする意見があったがどうか。

(副委員長) 正副委員長の改正案と、言い回しは違うが意味合いは同じなので、それでもよい。

(事務局) 「再任」は、一度その役職から退いた後、期間を空けて再び役職に就く場合も含まれる。この項目で定めたいことは、複数年、連続して役職に就くこともできるという意味合いなので、「前任者が引き続き任に就くことを妨げない」としてはどうか。

(委員長) 事務局の提案どおりとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 6(3)については、「候補者が2人以上となり調整がつかない場合は」を「候補者の調整がつかない場合は」とする意見があった。このとおりとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 続いて、第6章「2(16) 補助資料」について意見を伺う。

(わたなべ委員外議員)

イの「写真やスキャンデータにできない類」とウの「本を紹介する場合」というのは、具体的にどのようなものか。

(委員長) 「写真やスキャンデータにできない類」は、質問席で実物を示す必要があるものである。「本を紹介する場合」については、例えば自分が読んだ書籍の内容を披露する場合、著作権に関わる恐れもあるし、実物を質問席で掲げて見せ

ても、傍聴者や他の議員など議場内の出席者に共有できないので、改正案のような記載事項となっている。

(事務局) ウの「本の紹介する場合」の記載については、今年6月の議会運営委員会で決まった内容であり、会議録の文章をほぼそのまま入れている。ウ以外の項目については、現状の取扱いを明文化したものである。

(副委員長) 補助資料の目的は、(16)の1文目に記載しているように、説明の際に言葉だけでは十分に伝わらない事柄について、議場内の人の理解を深めることである。例えば「ニンジンのような物」について説明したいとき、「ニンジン」と言葉で言えば、どのような物か理解できる。ニンジンの実物を補助資料として質問席で掲げる必要はない。やみくもに物を持ち込むのではなく、どうしても言葉で説明できない物に限るという前提を、明文化した。

(委員長) 改正案のとおりとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 第8章の1(2)と5(3)については、常任委員会や特別委員会における副議長の取扱いについて、現状どおり明文化したものである。改正案のとおりとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 第12章の3(4)の内容については、「議会運営委員会に関する申合せ事項」に規定したので、削除することとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 第12章の6(2)は、会派代表者会議の出席者について、「会派代表者等」の「等」を削除する案であるが、どうか。

(副委員長) 前回の委員会で会派「香流」から出された改正案は、「会派代表者会議は、会派代表者及び無会派議員の代表をもって構成する。」という文であった。

私は、「会派代表者会議」なので会派の代表者が集まって行ふべきだと思うが、会派に所属しない議員からも誰か1人は傍聴という形で同席し、会議の経過や結果を他の会派に所属しない議員に伝えていただくのがよいと考える。

(わたなべ委員外議員)

会派代表者会議も市議会の重要な場であり、会派に所属しない議員の意見も有効に機能するような形にしていきたい。

(川合委員) そもそも会派制を取っているのだから、会派代表者会議に出席したいということであれば会派を組めばよい。会派に所属しない議員の意見をどう扱うかということと、会派代表者会議への出席は別の話である。

(委員長) そのとおりだと思う。

(わたなべ委員外議員)

会派では、ある議題に対して賛成・反対どちらの立場を取るか、協議して意

見を統一されるのだと思うが、議員としてどうしても譲れない主義・主張があり、意見の統一が望めないので会派が組めないという事情も尊重していただきたいと思う。

(委員長) 今議題としているのは、会派そのもののあり方ではなく、会派代表者会議についてである。

(議長) 会派代表者会議で決定したことは、desknet'sNEOで全議員に共有している。会派に所属しない議員にも情報は伝わるという点では、安心してほしい。また、会派に所属しない議員の意見については、議会運営委員会に代表1人が委員外委員として出席し、出している。

(副委員長) 会派代表者会議の決定事項について、全議員が共有できるように議長から報告されるのであれば、会議の出席者は現状のままでよく、正副委員長の改正案のとおり「会派代表者等」の「等」を削除することとしてよいと思う。

(委員長) 正副委員長の改正案のとおりとしてよいか。

＜異議なし＞

(事務局) 確認だが、先ほど「会派に所属しない議員からも誰か1人は傍聴者として会派代表者会議に同席してはどうか」という意見もあったが、決定事項が全議員に共有されるため、同席の必要はないという結論でよいか。

また、会派代表者会議での決定事項の共有方法については、内容によってdesknet'sNEOの回覧レポートによるときもあれば、そうでないこともある。何らかの形で、全議員に周知されればよいということによいか。

(委員長) 事務局からの確認事項について、そのとおりとしてよいか。

＜異議なし＞

(委員長) 以上で、市議会申合せ及び先例集の改正案については、全て議了した。

現在のところ、令和8年1月27日（火）に令和8年第1回臨時会が予定されているため、次回の議会運営委員会は、1月20日（火）午前10時から開会の予定である。

以上で議会運営委員会を終了する。